

# 鳴り砂

2-142号 (通巻321号) 2026. 5. 20.

発行●みやぎ脱原発・風の会

〈連絡先〉〒980-0811

仙台市青葉区一番町 4-1-3

仙台市市民活動サポートセンター内 LC No.76

電話&FAX 022-356-7092 (須田)

<http://miyagi-kazenokai.com/>

《郵便振替口座》02220-3-49486

会費●3000円 購読会費●1500円/年

## 「規制の虞」再び?! 安全をないがしろにする規制委員会・東北電力に抗議の声を 「テロ対策施設」が未設置の女川原発は運転再開するな!



### 「県民集会」に400人が結集!

3月28日、仙台市勾当台公園で開催された「わたしたちはフクシマを忘れない! さようなら原発宮城県民集会」はおだやかな天候にも恵まれ、市民

400人が参加した。

「みやぎのうたごえ」の息の合ったコーラスが流れる中、思い思いののぼり旗やプラカードを持った市民が続々集まってくる。最初に主催者あいさつで多々良さんが登壇する。「私は柄谷行人の言葉を思い

## 女川原発はテロ攻撃に耐えられるのか?

—原子力規制のあり方と原発の安全性を考える—

〈講演〉後藤政志さん (原子炉格納容器技術者) 　 〈参加費無料・申込み不要〉

日時: 5月23日 (土) 13時40分~16時 (開場13時20分)

会場: 仙台市シルバーセンター第一研修室 (青葉区花京院一丁目3-2)

【ZOOM】ミーティング ID: 810 7501 9181 　 パスコード: 281442

<https://us06web.zoom.us/j/81075019181?pwd=O0ZZDMuF19mF1RxmCsXF0MSIDKTug5.1>

主催: さようなら原発みやぎ実行委員会

〈連絡先〉090-8819-9920 (館脇) 　 E-mail: [hag07314@nifty.ne.jp](mailto:hag07314@nifty.ne.jp)

## 福島原発事故刑事裁判報告の集い in 仙台

~東京電力旧経営陣が無罪でいいのか

日時: 6月6日 (土) 開場13:30 開会14:00~16:30 　 〈入場無料〉

会場: 仙台市戦災復興記念館5階会議室 (仙台市青葉区大町2-12-1)

【報告】甫守一樹弁護士 (弁護士団) 「東電刑事裁判を振り返る」

佐藤和良さん (福島原発刑事訴訟支援団団長) 「東電福島原発事故は終わっていない」

【上映】ドキュメンタリー映画 『主権在民』

【発言】篠原弘典さん / 中嶋廉さん / 芳川良一さん

主催: 福島原発刑事訴訟支援団・福島原発刑事訴訟報告会宮城実行委員会

協力団体: みやぎ脱原発・風の会 〈連絡先〉090-8819-9920 (館脇) [hag07314@nifty.ne.jp](mailto:hag07314@nifty.ne.jp)



出します。第1に反原発運動は長く続くということ。第2にこれは原発にとどまらず日本の社会を根本的に変える力となるだろうということです。つまり私たちがやろうとしている原発ゼロの日本を作るということは、それだけ難事業だということです。私たちが相手にしているのはこの国を牛耳っている巨大な権力構造ですからこれと戦うのは大変です。しかしだからこそ、こんなやりがいのある事業はありません。高市政権で一層顕著ですが、原発を維持して活用しようとしている勢力は、日本を戦争する国にしようとしている勢力と同じです。私たちの闘いは、国会前など全国での反戦デモとも連帯しています。最後まで元気よく歩きましょう。」

続いて、福島県浪江町で原発事故の被害にあった「ふるさとを返せ！津島原発訴訟原告団相談役」の馬場績（いさお）さんが発言する。「原発なくすまでも命をかけて闘いましょう！私は正真正銘の百姓です。汗まみれになって、牛とともに土とともに生きてきました。膨大な借金をして基盤整備し、家や畜舎も建てた。それから20年、30年たち、やっと借金も返し普通の生活ができたら、あの原発事故で全てを奪われました。事故当時、浪江町民2万1500人のほとんどが避難しましたが、1,450人の津島地区は1万人を超える避難者で溢れ、大混乱のつぼの中で、食も暖もとれない命からがらの避難を強いられ、事故が悪化する中で、二本松への避難を余儀なくされました。原発はいらない。女川原発も廃炉にしましょう。憲法13条が保障され、人間の尊厳が保障される世の中を作るために共に頑張っていこうではありませんか。」

さらに福島から新潟に避難した大賀あや子さん（新潟県民ネットワーク事務局長）。「私たちは3.11直前、『ヒロアクション・福島原発と私たちの未来』というシンポジウムの準備をしていました。2011年3月26日は福島第1原発がちょうど40年目

だったのです。今こそ広く廃炉時代の地域社会を考え始めようという新たな取り組みに希望を持っていました。しかし事故が起こり、私たちは緊急避難の途上から、放射能測定や、避難指示拡大を求める活動に走り始めました。私たちが長年恐れてきた惨事をついに食い止められなかったという絶望感、私たちはふるさとを失いつつあるという悲嘆に苛まれながらの活動でした。再び原発事故が起きれば取り返しのつかない被害を生じてしまう。誰にも2度と経験して欲しくない。2012年6月には、国会で子ども被災者支援法が全会一致で成立しましたが、福島県内の避難指区域外の住民には甲状腺がん検診など一部の政策のみで、福島県外の住民はほとんど対象にしない。その後住宅支援の打ち切り、子どもたちの保養事業への補助金の減額といった状況が進んでいます。病気や貧困、家庭崩壊やいじめ、コミュニティの変容、孤独死、自死といった困難が、被災地でも避難先でも現れています。全ての被害者の救済を求める活動に終わりはありません。

一方で柏崎刈羽原発の再稼働問題です。新潟県では1996年巻原発建設計画に対して、2001年には柏崎刈羽でのプルサーマル導入計画に対して住民投票で反対多数となり計画を止めた歴史もあります。今回の県民投票直接請求は14万人余の署名で請求したのですが、2025年4月臨時県議会で否決。7月の世論調査では県民投票が良いという答えが57%と過半数。10月東京電力と国は再稼働すれば1000億円規模の基金を新潟県に提供するとしましたが、それでも賛否の回答はあまり変わりません。11月の新潟県庁包囲の人間の鎖行動には1200人以上集まり熱が高まりました。しかし12月定例県議会で再稼働の地元同意を決めてしまいました。この間、柏崎刈羽原発6号機ではトラブルや停止が相次いでいますが、そんな中、新潟県知事選を迎えます。私たちは新しくリーフレットを制作し、特に若い世代に読んでもらうことを目指して工夫してきました。この資金500万円をクラウドファンディングでお願いしています。」

次に大崎住民新訴訟原告団副団長の芳川さん。「私たちは放射能で汚染された稲わらなどの汚染廃棄物の試験焼却に反対し2018年10月に仙台地裁に提訴しました。その後控訴を経て最高裁に上告したのですが、7年間の闘いの甲斐なく2025年11月に棄却されてしまいました。行政は住民が内部被ばくに怯えていることを一顧だにすることなく焼却をいまだに続けています。私たちはここで引き下がるわけにはいきません。棄却されたのは試験焼却をめぐってであり、本焼却は続いています。そのため新たに本焼却を巡って裁判を起こすことにし、この3月5日に仙台地裁に差し止め仮処分の申し立てをし

ました。これから先には本訴が控えています。現政権の原発最大限活用の中にあつて放射能拡散の問題はほっておくわけにいきません。さらに焼却は他県に運び出して燃やすということまで行われ始めました。私たちは放射能廃棄物という側面から原発反対を訴え続けていきます。」

発言の最後はFridays For Future 仙台の鳴原さんだ。「私が環境運動を始めるきっかけの1つが福島原発事故でした。当時小学生で郡山市に住んでいました。原発が爆発する様を見て混乱したのを覚えています。その後大学に入る頃、多くの人が反原発を求めて国会の前でデモを行ったり、全国各地で東電や国への責任を追及する訴訟を行っていることを知り、特に訴訟をやっている方々の存在は私にとっての大きな希望でした。そこに不正義があることを気づくことができます。しかし今、反原発運動が社会に与える影響が非常に少なくなっているのではないかと。気候変動に対する運動も同じです。どれだけ私たちが石炭火力発電を止めるための活動をして、森林を守る活動をして、世界中で化石燃料を採掘して戦争を起こし続けてしまえば、地球の持続可能性は不可逆的なところまで破壊されてしまうのは火を見るより明らかです。世界は絶望的です。しかしこの世界を正しく絶望するところからしか、この情勢をこの局面を突破するきっかけは生まれません。今日この集会・デモで何かが変わるわけではないけれども、今後ずっと続くこの社会を変えるための1つのきっかけにすることはできる。今日初めて会った人、隣の人と話して是非読書会を始めてください。学習会を企画してください。『みちのく電記』の上映会を企画してください。今必要なのは、この情勢と一緒に絶望して、そして答えのない社会運動に歩む仲間を増やすこと。原発をなくし気候危機を止めて戦争に反対して止めていく、こういうあまりに無謀なプロジェクトに愚かにも参加したいと願う人々を増やしていくことではないでしょうか。そういった無謀で愚かな人々が、この差別が蔓延する社会で、単純で表面的なストーリーを拒否して地道に社会を作っていくことではないでしょうか。」

まさに反原発運動が、原発にとどまらず様々な課題と結びつき社会を変える大きなパースペクティブをもった運動であること、しかしだからこそすぐに大きな変化は現れにくいものの、その必要性和大義について改めて5人の発言を聞いて参加者は確信したのではないかと。

その後デモに移る。久しぶりの勾当台公園からのデモで県庁・市役所を横目に、子どもから年配者まで様々な世代が元気に「原発いらない!」「女川廃炉!」と声を合わせ訴えた。



## 特重施設の猶予延長を許すな

4月1日、原子力規制委員会は「特定重大事故等対処施設」（いわゆるテロ対策施設）について、設置猶予期限の起点を、「設工認から5年時」から、「営業運転開始時」に変更することを了承した。5月に改正案を示し、パブコメを経て年内にも施行されようとしている。これは今年12月に期限を迎える女川原発2号機の運転継続をターゲットにしている。東北電力は、業界団体とともに「ATENA（一般社団法人原子力エネルギー協議会）」の一員として、規制委員会に「3年の延長」を申し立てていた。この「改悪」で女川原発2号機の猶予期間は事実上3年延長されることが見込まれている。

4月1日の記者会見で規制委員会の山中委員長は、「ATENAから、特に東北電力の女川原発の特定重大事故等対処施設の設置期限の延長についての他律的要因としての『働き方改革』を挙げられて延長したいと申し出られたわけですが、我々議論をした上で、他律的要因としては、それは認められないということで否定させて頂きました。一方起点の変更をして（2016年から）10年という実績をつんだわけでございます。12基の特重施設の建設で5年の期限で完成したものは1基しかなく、6年以上の期間がかかったという、その事実に基づいて判断をさせて頂いたという、全く別問題として委員会として判断したということです。」と述べている。

そもそもこの「特重施設」は、福島原発事故を受けて、新たに新規基準に盛り込まれたもので、当初は全ての原発で一律に新規基準施行日（2013年7月8日）から5年間以内（つまり2018年7月まで）につくることが要求されていた。しかし、2016年に適合性審査の長期化、特重の審査は本体の設計が前提との理由で、始点を新規基準設工日から、「各原発の本体施設の設工認」に経過措置規定を見直している（なぜか5年の猶予期間は同じ）。

その後、2019年には事業者側より工事の大規模化・高難度化などの状況変化を理由に経過措置期間延長の要求があったが、当時の規制委は「福島第一原発事故の教訓の中でも最も大きなものの一つが、

継続的に安全性の向上を目指していくという、この継続的改善が欠けていたということです。いたずらに期限を延長することは、継続的な改善を損なうこととなり、基準に適合しない状態を看過することができず、原子炉の停止を求めると判断したものであります」(更田委員長(当時)国会答弁)とし、延長要求を却下した。

これらのことから考えると、今回の山中委員長の言い分は 2019 年時の要求却下の理由を表向きは否定せず、しかし実質的には電力会社の言い分を聞くため「10 年間の実績」なるものを持ち出した「方便」にすぎない。更田委員長時代にはまだ残っていた「規制する側の矜持」が、山中委員長時代になってますます失われていることの象徴的事態といえるのではないかと。

また、4月1日の規制委員会の資料

<https://www.da.nra.go.jp/detail/NRA100017136>

では、「上記のように変更した場合でも、現行の経過措置に基づく実績と比べて特重施設が完成していない状況で運転する期間が大幅に増えることは想定されず、また、本体施設の使用前確認(営業運転開始時)以前は原子力発電所内に貯蔵されている使用済燃料は十分に冷却されており特重施設が必要となる状況の発生は考えにくいことを踏まえれば、現行の経過措置との安全上の大きな差異はないと考えられる」(資料1の2p)とあるが、実際には「特重施設が完成していない状況で運転する期間」は3年と大幅に増え、また今回の定期点検で女川原発2号機からホットな使用済核燃料が交換のため取り出されると思われるので、「十分に冷却もされて」もいない。

特重施設自身は、この施設があることで本当にテロ対策・重大事故対策になるのか?という疑問の声(前号「鳴り砂」中嶋廉さんのお話参照)があり、

後付けでの施設の有効性が疑われている。しかし今回の猶予期間の変更問題が示していることは、規制する側が規制される電力会社の言い分を聞くという「規制の虜」そのものだ。そもそも5年の猶予期間を設けていること自体が問題なのに、それをさらに遅らせることは、住民の安全より企業の利益を優先させる以外の何者でもない。

これに対しては全国の仲間が声をあげている。4月1日の規制委員会での方針決定に先立つ3月26日に、「原子力規制を監視する市民の会」「FoE Japan」などが反対署名を提出するとともに、参議院議員会館で政府(規制庁)と交渉したのに続き、5月12日にも院内集会・署名追加提出・規制庁交渉を行っており、宮城からもオンラインで参加して女川原発を狙い撃ちにしたこの変更に向って反対の意見を述べている。

この「鳴り砂」が届くころには正式に規制委員会での「改正案」が提示されているかもしれないが、私たちは諦めずにパブコメで意見を出すと共に、「規制の虜の再来を許さない!」との声を上げていこう。

(館脇)



## 今年「特定重大事故等対処施設の設置義務」等の株主提案

— 31年連続、株主179名・281,400株で —

脱原発東北電力株主の会は、下記の6つの「株主提案議案」を、3月27日、昨年の提案株主と、昨年夏に議決権行使書を閲覧・謄写して株主提案議案への賛同を確認した全国の株主約680名に、郵送しました。

今回も、株主さんには、「合意書」返送だけでなく、「株券電子化」の為、証券会社等に「個別株主通知申出書」を提出し「受付票」を入手・返送する手続きをして頂き、新しい株主さんも24名ほど増え、

187名の方から賛同を頂き、電力による「資格審査」の結果、最終的に179名・281,400株の共同提案となりました(昨年は189名・296,700株)。

4月28日、本店株式課に「株主提案議案」「株主提案権行使請求書」等を提出・受理され、県庁で記者会見しました(4名参加)。

### 【株主提案要旨】

#### ●脱原発会社宣言

～東北電力は、東京電力福島第一原子力発電所事故により甚大な被害を受けた東北圏を供給区域とする電力会社であることを重く受け止め、「脱原発会社宣言」を行い、原子力発電に依存しない電力供給体制の確立を目指す。東日本大震災・福島原発事故から15年が経過した。未だ「原子力緊急事態宣言」は解除されず、帰還困難区域が残されたままで、故郷に戻れずに避難生活を続けている人々は2万3千人にも上る。国は2051年までに「廃炉措置」を完了させるロードマップを提示し続けているが、メルトダウンした880トンの燃料デブリのうち試験的に取り出されたのは数グラムに過ぎません。原発で重大事故が起これば、取り返しのつかない様々な事態が起こることが実証されて来ています。政府は「原発回帰」政策により再稼働に前のめりですが、東京電力柏崎刈羽原発はトラブル続きで、中部電力浜岡原発でも基準地震動資料の捏造が発覚し、それを見抜けなかった原子力規制委員会の力量が問われています。また、自らが設置を義務付けた「特定重大事故等対処施設」の設置期限を電力会社の要請に応じて5年から8年に延長しようとするなど、規制当局の「ゆるみ」も顕著で、原発で再び重大事故が起こる危険性が高まっているのが現状です。東北電力は「地域社会との共栄」を経営理念としています。東日本大震災の被災地にある電力会社として全国に先駆けて脱原発を目指すことを宣言します。

### ●女性取締役の育成に取り組み、

#### 将来的には半数を女性取締役とする

～東北電力は、東北地方を牽引する最も重要な企業と言って差し支えない。国連は、2010年に「ジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための国連機関」を創設し、日本政府も、企業の女性登用を推進し、ジェンダーの平等と女性のエンパワーメントに関するグローバルな基準やコミットメントを実施するのを支援しています。東北電力には、東北地方における女性のエンパワーメントの実現を牽引し、豊かな地域社会の基盤づくりを進めることが期待されています。そして、女性登用の人材育成の準備期間を念頭に置いて、企業内のジェンダー平等を継続的・積極的に推進することが求められます。

### ●特定重大事故等対処施設の設置義務

～新規規制基準は、意図的な航空機衝突などのテロに対処するための特定重大事故等対処施設(特重施設)を、原発の工事計画認可から5年以内に設置するよう求めています。女川原発2号機は今年12月にこの設置期限を迎えますが、特重施設完成はこの期限に間に合わず、2028年8月になると発表された。今の基準に従えば、女川原発2号機は2026年12月から2028年8月まで運転停止しなければなり

ません。ところが、なんとあろうことか、東北電力は原子力規制委員会に対して、建設業界の労働環境の変化で工期が伸びていることを理由に、「特重施設の設置期限の延長」を要請したのです。これはあり得ない話です。規制される側が規制する側に、「規制基準が守れないから守れるように緩めて欲しい」などと言うのは言語道断であり、不届き千万の話です。住民の安全を蔑ろにして、自分たちの利益を優先しようとするのは許されません。女川原発2号機の特重施設設置期限が守れないことが明らかになった以上、もはや稼働させるべきではありません。

### ●核燃料サイクル事業の断念、

#### 核のゴミを増やさない

～政府は使用済み核燃料を再処理し、加工して得られたMOX燃料を高速炉で発電に利用する「核燃料サイクル」を提唱してきました。しかし、その中核である高速増殖炉「もんじゅ」が失敗に失敗を重ねて、2017年12月に廃止措置が決定しました。一方、原子力発電所の使用済み核燃料から回収ウラン・プルトニウムなどを取り出す日本原燃の六ヶ所再処理工場(青森県)は、1997年完成予定が27回の延期を繰り返して、2027年度中には完成させると意気込んでいますが、現状は不透明です。総事業費は当初は7600億円であったものが、最新の試算では15兆6200億円にまで膨れ上がっています。以上の現状を踏まえると、会社の命運を核燃料サイクル事業に委ねることはできません。核燃料サイクル事業とは決別して、事業の再編構築することこそが、東北電力の発展につながると考えます。当面は発生した使用済み核燃料等の放射性廃棄物については敷地内管理とし、女川2号機の稼働を中止し、これ以上の核のゴミを増加させないことが重要です。

### ●地熱発電の更なる推進

～東北電力は、日本における地熱発電のパイオニアとして事業に取り組んできましたが、まだ2割程度の利用であり、今後より一層、地熱利用の技術革新と共にこの分野の開拓を進めるべきです。また、東北発の新エネルギー研究を進めることも必要です。日本列島では四つのプレートが交錯しています。プレート境界では地震や火山活動が活発で、原発の立地には不適ですが、地熱エネルギーを産み出しています。日本は、世界第3位の豊富な地熱エネルギーを有し、とりわけ東北地方は地熱に恵まれています。地熱発電は季節や天候に左右されず、発電コストが安く、純国産でエネルギーの安定供給・自給率の向上につながります。二酸化炭素の排出量が少なく、地熱発電後の温水を地域暖房や温室栽培の熱源に利用できます。一方、原子力エネルギーの利用は、ウラン採掘の現場から輸送、精製、利用、廃炉に至る

まで、従事者が被ばくのリスクに曝され、国際的人権問題となっています。単に事故リスクだけではなく、通常業務における労働者と地域社会を守るためにも、福島第一原発事故を教訓とし、原子力利用は再検討すべきです。

### ●特別顧問等の廃止

～特別顧問制度は、会社法に規定がなく、慣習的に認められてきた日本企業特有のもので、会長や社長が退任後に企業に残り実質的な「院政」の形で現経営陣に影響力を行使しているとの批判や、目に見える貢献が乏しいとの指摘がなされ、外国人投資家を中心に透明性等について批判が出ており、企業統治の向上につなげる観点からも見直しの動きが広がっており、すでに、日産やソニー、パナソニック、富士通、資生堂等、多くの国内企業が廃止しています。東北電力は、株主の意見に押され、2022年6

月に常勤の相談役を廃止しましたが、八島俊章氏や高橋宏明氏が「終身」の名誉顧問（実質的には相談役？）、海輪誠氏等3名が非常勤の特別顧問に就任しています。彼らは、電力全面自由化が進展する中、事故を起こせば福島原発に見られるように住民の故郷を奪う、危険で不安定な電源、コスト高で経済性のない原発に固執し、当社の経営を危うくしてきました。東北電力が、再生可能エネルギーを基盤とする脱原発の新たな経営に一刻も早く舵を切るためにも、悪しき慣習でしかない特別顧問制度は廃止すべきです。（この議案は、昨年、株主の29.45%の賛同を得たので再提案します。）

（株主の会S）

**東北電力(株) 第102回定時株主総会**  
日時：6月25日（木）午前10時  
会場：東北電力本店1階大会議室

## 2026年第13回「いのちの光3・15フクシマ」

### ～フクシマが背負ってきたもの伝えつづけるもの～講演会・現地報告・祈りを開催

カトリック仙台教区いのち・平和・人権委員会（いのち・平和部会）木元範子

東日本大震災から4日後の2011年3月15日、福島第一原子力発電所は3度目の爆発を起こし、大震災以降、最も多くの放射性物質が拡散されました。

この「3・15」を起点とし、核に依存しない安全で平和な世界に向かって歩むため、第13回となる「いのちの光3・15フクシマ」（同実行委員会主催／仙台教区後援）を今年も3月14日に仙台で、翌15日は福島県南相馬市で開催しました。仙台教区内外から延べ約140人が参加し、学び、祈りをささげました。

参加者は世界各地で戦争が続き、原発推進の動きも加速している今こそ、一人ひとりが主権者として「いのちと平和」に目覚め、声を上げ続けていくことの大切さを確認し合いました。

初日は、カトリック元寺小路教会大聖堂（仙台市）で講演会を開催。

ガクタン・エドガル司教（仙台教区長）は開催の挨拶にて、同教区が3月11日、震災当時の記憶や経験を「伝承」していくために初めて行ったシンポジウムに言及。「いのちの光3・15フクシマ」が「伝え続けていく」ための集いとして13年続いてきたことをたたえ、「私たちは原発の構造を理解し、原発ゼロを目指していきたい」と参加者に呼びかけました。

今回の講演会講師には、反原発の民間研究機関「原子力資料情報室」の高野聡さんをお招きしました。

高野さんは、20代後半から社会運動に参加し、原発の問題に気付いたのは福島原発事故以降でした。勉強するほど、原発は単純なるエネルギー源選択の問題ではなく、原発やウラン鉱山での被ばく労働、巨大資本による搾取や差別、都市と地方の格差、秘密主義的な意思決定、事故による故郷喪失、組織化された無責任体制など、様々な要素が複雑に絡みあった問題と認識されました。それ以来原子力資料情報室で研究・活動をされています。



「原発の構造的暴力に抗う」をテーマに以下のようなお話しをされました。

「構造的暴力」とは国際政治学・平和学の概念の一つで、暴力行為を誘発する原因が、明確な個人や集団に特定できないような「社会構造を原因とする暴力」の形態を指す。

原子力発電は、被ばく労働、核ごみ問題と地域の分断、地方自治の弱体化など、多くの「差別と犠牲」の上に成り立っている。つまり原子力発電は、構造的暴力の中で育ち、その暴力を増大化させる要因でもある。一方、脱原発運動とは、単に別の発電手段

を選択するだけでなく、構造的暴力のない状態である「積極的平和」を創り出していくことだと高野さんは説明しました。

日韓カトリック教会の脱原発運動にも連携してきた高野さんは、宗教者の役割にも触れた。ドイツでは核ごみ政策に関する政府委員会に宗教者が参加していることを例に挙げ、10年以上管理が必要な核ごみを生み出すことの「哲学的・文明論的」な視座を提供してほしいと期待を語った。

15年前、仙台の実家が被災したという参加者の一人は、講演の感想を「戦争も環境問題も原発の問題も、全てがつながっているのだと感じました。私たちは神の前にどう軌道修正し、この世界でどう責任をもって生きていくのか、改めて考えたいと思いました」と話していました。

2日目の集いは、カトリック原町教会（福島県南相馬市）で、現地報告と祈りによるミサを行いました。



現地報告では、南相馬市の曹洞宗同慶寺住職、田中徳雲（とくうん）師が「15年の振り返りと、これから」と題してお話しされました。

その中で、生活の中にマスメディアが広告主に忖度（そんたく）して伝えるべき事実を「カット」するのを見てきた自分だからこそ「声を上げていきたい」と話す。

東京電力は今年1月、福島原発の事故を契機に停止していた柏崎刈羽原発6号機を再稼働させた。新潟県に再稼働中止を申し入れると語り、この15年間、「あらゆる手段で訴えていくこと」の重要性を学んできたことを強調しました。

報告として、自身が昨年2月に意見陳述を行った「宗教者核燃裁判」（宗教者が核燃料サイクル事業廃止を求める裁判）についても説明しました。さらに、原発事故後の体験を後の世代に継承するために作っ

た小冊子『いのちのうた 生命平和憲法』（正木高志著）の紹介。また、米国・イスラエルによるイラン攻撃が激しさを増す中で、今後、憲法改正に向けた議論が高まっていくとも指摘。

自衛隊の戦地派遣など、戦争参加を可能にするための憲法改正には反対だが、「命と平和を守る憲法」にするための改憲には賛同すると述べ、こうした改憲のためにも、市民レベルで「横のつながり」を持つことが大切だとも語りました。意見の異なる人とも平和的な議論を重ねて、互いの理解を深めることが大切だと参加者に訴えました。



現地報告に続く祈りの中で、幸田和夫司教（カリタス南相馬代表理事）は、福島第一原発の廃炉作業が進まないことから最近、「廃炉は本当にできるのか」と疑問を感じているという。原発の新設には、「廃炉は完了する」という前提が不可欠だから、その前提のために、実現不可能な「廃炉計画」が発表されているのではないかと思え、「なんとも言えない気持ち」になると話されました。「原発について、いろいろな考え方があるでしょう。私たちにできる、一つ一つの努力を積み重ねていくことができますように」と話を結ばれました。

この2日間の有意義な時間を提供するにあたり、ご協力いただいた皆様に心より感謝いたします。

これからも宗教の枠を越えて、市民グループの皆さまとの連携も大切にして活動を続けてまいります。

諦めることなく、私たちの考える未来の光がこの先に必ず見えてくることを願い、これからを生きる子どもたちのためにも行動を続けましょう。

※4月よりカトリック正義と平和仙台協議会は新たな名称になりましたのでお知らせいたします。

新名称：カトリック仙台教区いのち・平和・人権委員会 〈問合せ先〉 [sendai\\_seihei@yahoo.co.jp](mailto:sendai_seihei@yahoo.co.jp)

東日本大震災復旧・復興支援みやぎ県民センター「3.11 東日本大震災から15年の集い」

## 気候危機とエネルギー～原発は答えではない～

上記集いが、4月11日、仙台弁護士会館で開催されました。テーマは、3.11 大震災からの復旧

復興の課題に重大な影響を与えた原発事故をめぐる状況と課題、としました。

参加者は、現地 95 名、オンライン 15 名、計 110 名で、参加者からも意見や質問も多く出され、約 3 時間の長丁場でしたが有意義な集会となりました。以下概要を報告します。

最初に菊池修世話人代表から開会挨拶と本集会で原発問題をテーマにした理由の話があり、次に世話人の中嶋廉氏（原発問題住民運動全国連絡センター代表委員）から、「原発事故から原発回帰まで」と題した導入報告がありました。日本の原子力政策の根っ子に米国の原子力政策があったこと、福島の過酷事故後、一時原発ゼロを掲げたものの財界の圧力にも押され、結局回帰増強へと変節していく政権の状況を示し、廃炉を含めた事故処理の困難さと福島復興の厳しい現状、安全対策のずさんさと規制委員会の問題、原発は地球的課題の脱炭素にはコスト的にも時間的にも対応できないこと、さらに廃棄物処分問題まで、日本政府の原発政策を「木っ端みじん」に打ち砕く論理を豊富な資料をもとに解説してくれました。→ 資料は、県民センターのHPからダウンロードできます。



続いて、東北大学特任・名誉教授の明日香壽川氏から「気候危機とエネルギー～原発は答えではない～」と題した基調講演がありました。世界は

この 30 年、再エネ、特に太陽光発電+蓄電システムに大きく転換していく中で、日本は原発と化石燃料温存にしがみつき、ガラパゴス化している状況を示し、コスト面からも原発は公的支援なしには成り立たない事業であり、「新型」「小型」原発も言葉遊びに過ぎないことを示しました。脱炭素やデータセンター（DC）電力を支える原発必要論がまことしやかに語られていますが、CO2削減は原発運転延長より再エネ新設のほうが低コストであることや、DC電力需要は全体の 2～3%以下であることを、数字で明らかにしました。最後に、日本の再エネポテンシャルは、環境破壊をしない屋根置きやソーラーシェアリングで需要を十分賄えることも示してくれました。

なお、その詳細は『グリーン・トランジション 2035』を参照してください。

→ <https://green-recovery-japan.org/>

休憩のあと、「大崎耕土を放射能汚染させない連絡会」の芳川さんから、福島への搬送追跡で明らかになった隠密裏の県外搬出・焼却の生々しい実態を報告していただきました。

最後に、「～災害列島に未来を奪う原発はいらない、再生可能なエネルギーに転換しよう～」のアピールを採択して終了しました。

福島第 1 原発事故を経て、第 2 原発も含めて福島の全原発を廃炉にした「廃炉を求める会」の運動を教訓にしながら、宮城でも女川原発廃炉を求めて粘り強く運動を進めていきたいと思いました。

（県民センター世話人 水戸部秀利）

## 「第 176 回女川原子力発電所環境調査測定技術会」傍聴記 ・・・水素濃度検出器の対策は、十分か？・・・

2026 年 5 月 13 日に「第 176 回女川原子力発電所環境調査測定技術会」を傍聴してきました。今回も、資料は、宮城県の HP にアップされておりましたので、御覧ください。

<https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/gentai/okyogikaigijyutukaikentokai.html>

インターネットで資料が見られるので、会議に参加しなくても検討できます。気になった所だけを報告します。傍聴は、私+3+電力関係 3 名で、マスコミは 1 名でした。委員は 24 名中 19 名の出席でした。学識経験者は、相沢直人さん、伊藤純至さんが、欠席でした。今回から、出席者名簿に出欠も掲載。

[https://www.pref.miyagi.jp/documents/10431/02\\_shussekishu.pdf](https://www.pref.miyagi.jp/documents/10431/02_shussekishu.pdf)

○新しく会長に諸星久美子さん（宮城県復興・危機管理部長）が選任されました。

諸星さんが議長で、いつもの通り「放射能調査結果」と「温排水調査結果」が報告され、評価し了承され、5/28 の「協議会」へ報告されることになりました。放射能調査結果の報告は、新任の今野達矢さん（宮城県環境放射線監視センター所長）が行いました。

●資料-3 女川原子力発電所の状況について

[https://www.pref.miyagi.jp/documents/10431/12\\_siryu3.pdf](https://www.pref.miyagi.jp/documents/10431/12_siryu3.pdf)（下記の詳しい内容は、上記プレゼンテーションを参考にご覧ください。）

P5 a. 2号機燃料交換機計算機の不具合について

2026 年 1 月 18 日、2号機の定期事業者検査において、燃料の取出しを開始するために燃料交換機の運転モードを「手動」から「自動」に切り替えようとしたところ、切り替えできない事象が起こった。「手動」での操作は可能であった。計算機内の基盤

の故障によるものであり、当該基盤を1月21日に交換した。

#### P6 b. 2号機ガスタービン発電機(A)タービン翼等における微小な傷等の発見について

2026年2月18日、ガスタービン発電機(A)の点検において、タービン翼等の部品に微小な傷等が計7か所あることを発見した。予防保全のため、微小な傷等が確認された当該部品を4月3日に交換した。

#### P7 c. 2号機高圧復水ポンプ(C)油切りのひび割れについて

2026年3月6日、高圧復水ポンプ(C)の点検において、軸受け部の油切りにひび割れが生じていることを発見した。当該油切りを4月7日に交換した。

#### P10 (1) 2号機における原子炉格納容器内水素濃度検出器の不具合に係る原因と対策

2号機において、2025年5月26日および同年6月20日に発生した原子炉格納容器内水素濃度検出器の不具合について

・事象の概要：2号機で、重大事故等発生時の水素濃度を監視するために、圧力抑制室および格納容器内に各2台ずつ、計4台の水素濃度検出器を設置。2025年5月26日に圧力抑制室内の水素濃度検出器1台が正しい値を示せず使用停止。6月20日にも、格納容器内の水素濃度検出器1台が正しい値を示せず使用停止。8月21日から8月30日まで2号機原子炉を計画的に停止。健全な2台を含む全4台の水素濃度検出器を交換。

P11-12 ・原因調査の概要：水素濃度検出器は、細いパラジウム線をポピンに巻き付けた構造。パラジウムが水素を吸着すると抵抗値が変化する性質を

用いている。2025年8月に取り外した水素濃度検出器4台を分解し、外観観察や電子顕微鏡による詳細観察等の調査を実施した結果、パラジウムの結晶同士の境目に沿った割れや酸化、被膜の剥がれを確認。パラジウム線の割れは径全体に進展していた。

・事象発生の原因：事象の原因は、製造および性能試験過程において加熱と冷却を多く繰り返したことに起因したパラジウム線の割れの進展および被膜の剥がれによるものと特定した。

・再発防止対策：性能試験過程における加熱・冷却回数の低減。(性能試験の方法を見直し、加熱と冷却の回数を減らすことで、パラジウム線の割れの発生および進展を抑制する。) 被膜の品質向上。(被膜を作る工程で、高濃度のオゾンを使って不純物を取り除き、被膜の厚さを均一化、被膜の品質を向上させ、剥がれることを抑制する。)

(※会議の中でも議論になったが、水素濃度検出器のパラジウム線は、温度の変化、引張応力によって、酸化、割れが発生し、対応がかなり難しい様でした。)

・その他下記の内容の報告もあった。

#### P13 2号機における使用済燃料乾式貯蔵施設の設置に係る設計及び工事計画認可申請ならびに工事計画変更届出

#### P14 2号機における使用済燃料乾式貯蔵施設の設置に係る設計及び工事計画認可申請の概要

#### P15-16 原子力規制検査における評価結果

○次回「技術会」は、8/6(木)午後、仙台市にて。

○「協議会」は、5/28(木)午後、女川町で開催。

(2026.5.14. 兵藤則雄記)

## 大崎から～大崎住民訴訟もいよいよ全国的に…

3月の県外焼却についてのOn Line 記者会見のあと、いろいろと忙しくなった。記者会見の効果である。放射性廃棄物焼却、県外焼却を阻止し、大崎住民訴訟を闘ううえでは、願ってもないことである。忙しさに音を吐きながら、また今更ながら能力不足を悔やみながら、渦中に飛び込もうとしている。

放射性汚染廃棄物の県外焼却について、その平面的な拡がり、焼却対象の深化を憂えていたが、とうとう登米市で展開されようとしている。2026年度で予算計上されてしまった。2,235トンの指定廃棄物を(指定解除ののち)、2年間かけて県外処理する。予算規模は20億円と見込まれる。予算が可決された以上、執行を阻止することを考えないと

いけない。

今回はこの二つを中心に報告したい。

### ●河北新報社が県外焼却を社説に掲載

前号(2-141号3.20)で、オンライン記者会見の反応として、まさのあつこさんの「地味な取材ノート」、「民の声新聞」、「はんげんぱつ新聞」について紹介したが、そのあと「沖縄タイムス」「赤旗」が記事掲載をしてくれた。たいへん有難いことである。

それらの効果もあり、いろいろなところで発言の場が増えた。いや、発言の場を用意していただくようになった、というべきであろう。「3.22 さよう

なら原発宮城県民集会」、「3.11 東日本大震災から15年のつどい」(4.11)、「エフエムたいはく」のラジオ収録(5.9 放送予定)、「福島原発事故 刑事裁判報告の集い in 仙台」(6.6)などである。せっかく用意していただいた場である。感謝の気持ちと、広く皆んなに関心を持ってもらいたいという気持ちで精いっぱいアピールしてきたし、これからもそうしていきたいと思っている。

そんななか、『河北新報』が4月20日に『汚染廃棄物の県外焼却 - 場当たり対応で原則逸脱 -』と題して、社説で県外焼却問題を取り上げてくれた。昨年12月28日のスクープ記事に次いで第二弾であり、しかも社説である。「(特措法の在り方)この二重基準が、透明性や住民参加といった環境行政の原則を掘り崩してきた」と断じ、「汚染廃は事実上の場当たりが続く。将来起こり得る事故に備え、現状追認の弥縫策ではなく体系的なルールを早急に示すべきだ。それこそが、『原発最大限活用』を掲げる国に課された重い責任である」と結ぶ。

この社説は、県外焼却糾弾と脱原発を結びつける論理を示してくれているように思う。よってわたくしは、この社説を、体系的なルールづくりを急がせるところに主眼を置くというより、『どうせできないのだから、それが出来なければ原発を動かすべきではない』と訴えている、と読んでいる。

## ●登米市で県外焼却

登米市で県外焼却が始まろうとしている。登米市が抱えているのは指定廃棄物である。宮城県内ではいちばん多く2,235トもある。それを指定解除したうえで、特定一般廃棄物として産廃事業者に委託し県外焼却をする。令和8年度と9年度の二か年で完了する。予算規模は約20億円、初年度は約9億円を予算計上した。

いよいよ指定廃棄物が県外焼却の対象になり、さらにいままで大崎圏域内だけだったのが、登米市にまで拡がることになる。ある程度予想はしていたが、嘆かわしいことである。



さっそく地元の市民団体「原発問題を考える登米市民の会」を中心に6団体で、要望書を携えて4

月3日に熊谷登米市長と面談をした。要望事項は、搬出先自治体住民の合意、環境モニタリング報告、責任の所在の明確化、事業者と搬出先自治体を公表すること、の4項目である。要は、これら4項目を満たさない限り予算執行を止めろ、という内容である。

市長の回答は、国が安全だと言っている、国から安全に処理しているという情報を得ている、とすべて国任せであり、そこには事業主体となる自治体としての主体性が見られないものであった。これまで登米市は県の推進する焼却を拒み、独自に農地還元や林地還元で4,747トの特定一般廃棄物を処理してきた(；令和13年度完了)。それが何故指定廃棄物(指定解除した)の場合は、県外といえど、焼却処理するということになるのだろうか。市長が交代し新市長が誕生したということでは説明がつかない。登米市議会の産業建設常任委員会報告書をめくってみても、委員会も焼却には一貫して反対だったのである。

市長は、国の依頼で焼却決定、さらに国と登米市で準備しているとも言う。そこには県の関与が出てこない。この辺も引っかかるところである。特措法では、指定廃棄物は指定解除されたらその時点で処理責任は保管自治体即ち登米市に移ることになるはずである。登米市が事業主体なら当然県の関与(監督・指導)を受けることになる。市長は、要望に関連して、自治体(登米市)も国も事業者を公表しないことにしているという。県の関与についても、非公表の煙幕の中で曖昧にされているのかもしれない。またしても自治体の一次的責任、県の監督責任がうやむやにされている。これでは悪法といえる特措法にさえも反することになる。

面談参加者の印象は、市長も、同席した実務者も、県外焼却にともなう発注者としてのリスクや責任についてのどこまで認識しているのだろうか、という疑問をいただいた、ということであった。これは筆者も同感である。例えば、法令や契約書に違反した場合、補助金返還もあり得るということを知っているのだろうか、と。

原発を考える登米市民の会で、5月16日に「県外焼却」「特措法ガイドライン上乘せ基準」をテーマに学習会を開催することにした。そこでの共通認識をもって、市当局にリスクや責任について検討を促す働きかけをしていくことになるであろう。

登米市はこれまで一貫して焼却を拒んできたのが、指定廃棄物の指定解除で結局焼却を選択してしまった。国は、或いは県はいったいどういう口説き落としの手口を使ったのだろうか。すくなくとも2年前に県が県外焼却の話を持ち込んだ時には、登米市はそれを断っている。とても残念なことである。

## ●漸く県外焼却について県と意見交換会に

3月23日に県・情報開示文書についての意見交換を申し込んだ。漸くそれについて文書回答があり(4/30)、5月22日午前、県庁にて放射性物質汚染廃棄物対策室(放対室)と意見交換をすることになった。いつものことながら、長い交渉のみちのりであった。

当方の意見は次の三項目である。① 県の会議録や復命書などの文書はあまりにも杜撰。公文書の管理に関する条例に反してないか。② 加美の委託事業者・搬出先自治体が判明したが、県はまだ非公表を続けるつもりか。③ 登米市が県外焼却の予算を可決したが、県はさらに県外焼却を続けるつもりか。

放対室の回答は、予想していたことだが、責任回避に徹したものである。自治体と国に責任を転嫁し、県はその立場にない、と。例えば②においては「加美町の実施する事業であり、県から申し上げることはございません」、③は「指定廃棄物については国が処理責任を有しており、県から申し上げることはございません」と。それは違うんじゃないですか、というこれまでの繰り返しの指摘にもかかわらず、いまだにそれを言う。ある意味、開き直りである。5月22日は、焼却反対県民連絡会と大崎耕土を放射能汚染させない連絡会の7人で臨むことで調整を進めている。しっかり意見交換をし、次のアクションに繋げていきたい。

なお、②に関連し、「(委託事業者・搬出先自治体が判明した件について)環境省から報道に関する状況確認あり。情報は共有しておりますが、(環境省の)意見は聞いておりません。」との回答が示された。環境省も承知ということを前提に、これからの追及を考えていきたい。

## ●本焼却仮処分裁判報告会に日弁連が参加

あらたな訴訟について簡単に報告しておく。

3月29日バレットおおさきを会場に、本焼却差止め仮処分裁判の報告集会をおこなった。弁護団の草場弁護士から訴訟の目的・意義について説明がなされ、その日特別参加した日弁連の5人の弁護士との質疑がおこなわれた。日弁連は今年10月8日に仙台で人権擁護大会を開催するが、その調査目的での参加であった。今年のテーマに「中間貯蔵」「指定廃棄物」「未指定廃棄物」を取り上げるそうで、それがかなえば、大崎住民訴訟もいよいよ全国的により多くの関心を惹き起こすのではないだろうか、と期待している。

(2026年5月4日記 大崎市 芳川良一)

## ☆福島原発事故の再検証「パンフ」発行! ☆

昨年12月13日の「風の会公開学習会」では、この間(約14年)の筆者の検証結果として、福島第一原発1号機で、地震後に自動起動した非常用復水器ICを津波前に継続運転していれば、津波襲来・全電源喪失しても、事故は(2・3号機への事故拡大も含め)十分に防げたことを、定量的にも明らかにしました。そして、運転員が「保安規定」に反してICを手動停止させた根本原因は、東電が事故前に実施しておくべき数々の保安教育を先送り(不実施)していたことにあり(東電の重過失責任)、また、保安検査でそれを見逃していた国にも責任があることを明らかにしました。

一方、この間の全国の被害者訴訟や東電刑事裁判では、東電の「想定外の津波が原因(無過失)」との主張に対抗するため、「津波の予見可能性(長期評価の信頼性)」や「結果回避可能性(防潮堤、水密化、B.5.b等の各種津波対策は十分か、時間的に間に合ったか)」が主に争われてきましたが、残念ながら2022.6.17最高裁判決で東電・国の責任は認められませんでした。

そこで、東電・国の責任について“新たな視点・争点”を提供できればと思い、原発の仕組み・運転操作問題に“不慣れ”な弁護士の方も理解し易いよう(失礼をお許し下さい)、学習会の内容を再整理した『パンフ』を作成いたしました(2026.4.26発行)。この『パンフ』は、「鳴り砂」読者にも、先日の学習会参加者にも、より一層分かり易くなっているものと思われます。

風の会HP(<http://miyagi-kazenokai.com/>)に掲載中、是非ご覧下さるようお願いいたします。

<2026.4.28>

(仙台原子力問題研究グループ I)



## 【インフォメーション】

[詳細はそれぞれの主催者に確認して下さい]

### 第605・606・607回 女川原発を廃炉に！ 福島原発事故を忘れない！子供を守れ！ 汚染はいらない！ 脱原発みやぎ金曜デモ

日時：5月30日（土）元鍛冶丁公園  
（15時30分集会、15時45分デモ出発）  
6月13日（土）元鍛冶丁公園  
（15時30分集会、15時45分デモ出発）  
6月26日（金）元鍛冶丁公園  
（18時15分集会、18時35分デモ出発）

主催：みやぎ金曜デモの会  
〈連絡先〉090-8819-9920（館脇）

### 東日本大震災から15年目に考える 映画「チェルノブイリ：その後の世界」上映会 & コリン・コバヤシさん講演会

日時：6月12日（金）18時15分～  
会場：仙台市市民活動サポートセンター  
セミナーホール 〈参加費500円〉

主催：南部憲法講座  
共催：脱原発金曜スタンディングの会  
連絡先：090-8922-5418（立石）

### 司法の崩壊止めよう！6.15 最高裁包囲行動

6月15日（月）11時30分～プレ集会  
12時～13時ヒューマンチェーン  
〈呼掛け〉6.17 最高裁共同行動実行委 2026  
03-3358-8489 スモン公害センター内

### 〈フシ企画〉公開市民シンポジウム 最高裁判決と原発再推進を問い直す！

6月14日（日）13時20分～  
会場：明治大学駿河台キャンパス  
主催：日本環境会議

### 「第111回甲状腺エコー検査 in しばた」

日時：6月28日（日）10時～14時30分  
会場：しばたの郷土館  
寺澤政彦医師（てらさわ小児科／仙台市）  
検査費無料・要予約  
主催：日本基督教団東北教区放射能問題支援  
対策室いずみ 問合せ：022-796-5272

### 大MAGROCK VOL.18

第18回大間原発反対現地集会  
日時：7月18日（土）～19日（日）  
会場：大間原発に反対する地主の会・所有地  
主催：大MAGROCK/大間原発反対現地集会実行委  
〈連絡先〉070-5477-4296（中道）

## ふるさとを返せ！津島原発訴訟控訴審 判決

仙台高裁第1民事部 101号法廷

10月16日（金）14時～

## 【編集雑記】

●1979年3月28日米国スリーマイル島原発2号機冷却材喪失事故から47年、溶融核燃料（デブリ）62トンの取出しはほぼ終了したが廃炉は見通せない。1986年4月26日旧ソ連チェルノブイリ原発4号機核暴走事故から40年、コンクリート製「石棺」を覆っていた鋼鉄製シェルターは、25年2月のロシアの無人機攻撃で300超の穴があき保修も進まず、核燃料192トンの95%がデブリとして残ったままで、終焉は見えない。2011年3月11日福島第一原発1、2、3号機炉心溶融・1、3、4号機水素爆発事故、推計デブリ880トンのうち取出せたのは僅か約0.9割、廃炉はいつのことか?! 15年経った現在も、2011年3月11日19時3分から「原子力緊急事態宣言」が発令中!!  
(空)

## ■口座2026年会費振込みのお願い■

《郵便振替口座》02220-3-49486  
《口座名》みやぎ脱原発・風の会  
会費●3000円/年  
購読会費●1500円/年

### 【もくじ】

- 「規制の虜」再び?! .....1
- 今年「特定重大事故等対処施設の設置義務」等の株主提案 .....4
- フクシマが背負ってきたもの  
伝えつづけるもの .....6
- 気候危機とエネルギー  
～原発は答えではない .....7
- 水素濃度検出器の対策は、十分か? .....8
- 大崎住民訴訟もいよいよ全国的に .....9
- 福島原発事故の再検証『パンフ』発行 .....11
- インフォメーション .....12

### 【別冊もくじ】

- 女川2「特重施設」先送り  
＝規制委のお粗末さ .....1
- 「安全意識の欠如」は中国の原発だけ? .....1
- 女川原発アラカルト .....2
- 脱原発みやぎ金曜デモ .....4
- 汚染廃棄物「焼却」をめぐる動き .....4